

芦 監 報 第 1 7 号

平成 2 7 年 1 月 8 日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎
同 松 木 義 昭

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき、定期監査（事務監査）を行ったので、
同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

定期監査（事務監査）結果報告書

- I 監査の種類 定期監査（事務監査）
- II 監査の対象 市民生活部各課所管の事務のうち収入事務を重点項目とし、平成26年4月1日から平成26年8月31日における収入事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかにつき、監査を実施した。
- [市民生活部]
人権推進課，男女共同参画推進課，市民課，経済課，保険課，
環境課，収集事業課，環境施設課，上宮川文化センター
- III 監査の期間 平成26年10月1日から平成26年12月15日まで
- IV 監査の実施要領 監査の実施にあたっては、歳入予算の執行状況等の関係書類及び帳簿の提出を求め、関係職員からの説明を聴取するとともに、文書管理システム登録文書等から抽出する方法で監査を行った。
- V 監査の結果 次のとおりである。

[人権推進課]

1 組織及び事務事業（平成26年8月31日現在）

人権推進課の組織は、課長1名及び係長1名の合計2名が配属されている。

事務事業としては、人権施策の推進に係る調査、研究及び企画、人権擁護及び平和施策に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年8月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
県支出金	975,000	570,000	570,000	0	100.00
計	975,000	570,000	570,000	0	100.00

3 指摘事項

- (1) 県支出金の人権啓発活動地方委託金の調定日について、委託事業の請書の日付（4月1日）に遡って調定しているが、委託金の請求の日（7月25日）が芦屋市財務会計規則第25条の「歳入を収入する原因が生じたとき」であるため、その日を調定日とするよう改められたい。
- (2) 文書管理システムにおいて、收受文書をもとに供覧や起案をする場合、新たに文書番号を設定すべきところ收受番号のままとなっていたものが散見された。文書番号が重複することのないよう、「芦市人受第○号」を「芦市人第△号」に改められたい。

[男女共同参画推進課]

1 組織及び事務事業（平成26年8月31日現在）

男女共同参画推進課の組織は、課長1名、係長1名、一般事務職2名及び再任用職員（一般事務職）1名の合計5名が配属され、さらに嘱託職員（婦人相談員）2名及び臨時的任用職員（事務補助）1名が配置されている。

事務事業としては、男女共同参画に係る企画及び推進、男女共同参画センター及び婦人保護に係る総合調整に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年8月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	46,000	13,160	13,160	0	100.00
国庫支出金	1,995,000	0	0	0	—
諸収入	184,000	94,800	94,800	0	100.00
計	2,225,000	107,960	107,960	0	100.00

3 指摘事項

- (1) 男女共同参画センター施設使用料及び男女共同参画センター講座等受講料について、利用者及び受講者に発行する領収書に連番号が付されていない。適正な現金取扱事務を行うため、領収書はあらかじめ連番号を付したものを使用するよう改められたい。

また、使用料及び受講料を「芦屋市長」及び「男女共同参画センター」名で領収しているが、「出納員」名に改めるとともに、収納金を市の指定する金融機関へ払い込む際は、出納員名で納付書を作成し、受講者等その他の内容は内訳欄に記載されたい。

[市民課]

1 組織及び事務事業（平成26年8月31日現在）

市民課の組織は、課長1名、主席係長1名、係長2名、主席主任1名、主任1名、一般事務職7名及び再任用職員（ラポルテ市民サービスコーナー担当主査2名、年金担当主査1名）3名の合計16名が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）3名が配置されている。

事務事業としては、電算処理の管理及び調整、住民実態調査、身上等の照会、国民年金、無年金外国籍高齢者等福祉給付金、住民基本台帳、印鑑登録、就学関係の受付、戸籍、人口動態調査、埋火葬の許可に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年8月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	46,261,000	18,349,800	18,097,550	252,250	98.63
国庫支出金	17,493,000	12,439,000	12,439,000	0	100.00
県支出金	1,303,000	0	0	0	-
計	65,057,000	30,788,800	30,536,550	252,250	99.18

3 指摘事項

- (1) 住民票の写し等交付手数料収納事務については、委託契約を締結し受託者がその事務を行っている。収納金を市の指定する金融機関へ払い込む際に、交付申請者名で納付書を作成しているが、受託者名で行い交付申請者名等の内容は内訳欄に記載されたい。
- (2) 調定の時期について、行政財産の目的外使用料を収入日で調定していたが、使用許可の決定した日が調定日である。また、国庫支出金のうち入管事務委託費及び県支出金の厚生労働統計調査委託金についても、収入日に事後調定しているが、事務委託費概算払請求書を提出した日が芦屋市財務会計規則第25条の「歳入を収入する原因が生じたとき」であるため改められたい。
- (3) 合議先に合議ができていない決裁文書が見受けられた。また、収受登録の際に収受番号を「受」に設定していないものや収受文書に収受日付印の押印がされていないものが散見されたので注意されたい。

[経済課]

1 組織及び事務事業（平成26年8月31日現在）

経済課の組織は、課長1名、課長補佐1名、係長1名、主任1名及び再任用職員（一般事務職）1名の合計5名が配属され、さらに嘱託職員（消費生活相談員）3名及び臨時的任用職員（事務補助）1名が配置されている。

事務事業としては、商工及び観光行政にかかる調査、研究及び企画、商工振興及び中小企業の融資、観光事業、労働福祉行政に係る調査、研究及び企画、農林水産業、市民農園、消費者行政、消費生活センターに関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年8月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	1,000	0	0	0	—
国庫支出金	13,000	82,000	82,000	0	100.00
県支出金	7,762,000	195,000	195,000	0	100.00
寄附金	0	287,273	287,273	0	100.00
諸収入	47,277,000	3,177,549	3,138,549	39,000	98.77
計	55,053,000	3,741,822	3,702,822	39,000	98.96

3 指摘事項

- (1) 国庫支出金及び県支出金の補助金、交付金の調定の時期については、内示の通知文書の日付で処理しているものが見受けられたが、交付決定の通知に基づき受入額が確定した時、また、委託費については、原則請求した日が歳入を収入する原因が生じたときである。適正な処理をされたい。
- (2) 市民農園入園料については、平成26年度分の納入通知書発送の決裁がされていなかった。納入の通知は、納入義務者に納付すべき金額、期限等を通知する対外的行為であるので決裁を経て発送するよう改められたい。また、年度当初（使用許可日4月1日付）に利用許可日の異なる入園料も含めて調定が行われていた。当初以降の許可分については、許可をした日を調定日とするよう改められたい。
- (3) 合議先に合議ができていない決裁文書が見受けられたので注意されたい。また、交付金等国や県からの通知文書に收受日付印の押印がないもの、文書管理システムによる收受登録がなされていないもの、收受登録する際の文書番号に「受」を設定していないもの、收受起案

の際の文書番号を収受番号のままとしているもの、供覧文書を収受起案で回議しているものなどが散見されたので改められたい。

[保険課]

1 組織及び事務事業（平成26年8月31日現在）

保険課の組織は、課長1名、係長4名及び一般事務職16名の合計21名（育児休業等3名を含む）が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助）14名が配置されている。

事務事業としては、国民健康保険事業に係る計画策定、保険料の料率算定、国民健康保険運営協議会、被保険者の資格審査及び被保険者証、保険給付、保険料の賦課、医療費適正化、保険料の徴収、収納及び滞納処分、後期高齢者医療、老人保健医療に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年8月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	113,000	121,344	119,904	1,440	98.81
国庫支出金	35,639,000	0	0	0	—
県支出金	385,964,000	0	0	0	—
諸収入	4,524,000	1,116	1,116	0	100.00
計	426,240,000	122,460	121,020	1,440	98.82

[後期高齢者医療事業特別会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
後期高齢者医療保険料	1,628,640,000	1,515,719,907	495,850,665	1,019,869,242	32.71
使用料及び手数料	161,000	24,523	24,523	0	100.00
繰入金	226,699,000	0	0	0	—
繰越金	1,000	63,294,282	63,294,282	0	100.00
諸収入	10,499,000	618,030	618,030	0	100.00
計	1,866,000,000	1,579,656,742	559,787,500	1,019,869,242	35.44

[国民健康保険事業特別会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
国民健康保険料	2,574,938,000	3,022,230,549	821,536,508	2,200,694,041	27.18
使用料及び手数料	1,000,000	211,980	212,050	△70	100.03
国庫支出金	1,565,895,000	1,284,990,000	536,615,000	748,375,000	41.76
前期高齢者交付金	2,900,683,000	2,899,628,784	966,548,784	1,933,080,000	33.33
療養給付費等交付金	458,215,000	177,859,000	177,859,000	0	100.00
県支出金	513,672,000	0	0	0	—
共同事業交付金	943,220,000	335,973,461	263,462,694	72,510,767	78.42
財産収入	7,000	3,244	3,244	0	100.00
繰入金	793,844,000	0	0	0	—
繰越金	2,000	164,616,485	164,616,485	0	100.00
諸収入	15,524,000	17,241,753	15,619,266	1,622,487	90.59
計	9,767,000,000	7,902,755,256	2,946,473,031	4,956,282,225	37.28

3 指摘事項

- (1) 合議先に合議ができていない決裁文書が見受けられたので注意されたい。
- (2) 諸収入の診療報酬返還金（一般会計）について、収入後の事後調定を行われていたが、事前の通知等によりあらかじめ収入内容などが明らかなものについては事前調定するよう改められたい。

[環境課]

1 組織及び事務事業（平成26年8月31日現在）

環境課の組織は、課長1名、係長4名、主任1名、一般事務職2名、一般技術職1名及び再任用職員（一般事務職及び運転職各1名）2名の合計11名が配属され、さらに嘱託職員（マナー条例指導員）7名及び臨時的任用職員（事務補助5名・作業職3名）8名が配置されている。

事務事業としては、感染症、行旅死亡人、ねずみ及び衛生害虫の駆除、死獣の収容、狂犬病予防法、飲用井戸、あしや温泉、空閑地、環境行政に係る研究及び企画、芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例、霊園及び火葬場の管理及び運営、環境の測定及び調査、環境計画の推進、環境保全率先実行計画及び環境マネジメントシステムの推進に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年8月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円、%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
分担金及び負担金	39,422,000	42,328,752	37,663,816	4,664,936	88.98
使用料及び手数料	138,052,000	25,491,244	24,965,704	525,540	97.94
県支出金	2,101,000	1,747,000	873,000	874,000	49.97
寄附金	0	100,326	100,326	0	100.00
諸収入	661,000	565,189	211,189	354,000	37.37
計	180,236,000	70,232,511	63,814,035	6,418,476	90.86

3 指摘事項

- (1) 火葬場の使用料等について、収納事務受託者である「太陽築炉工業株式会社」が領収した収納金を、指定金融機関に納入する際、納入者名を「芦屋市聖苑 管理者 秋山督雄」及び「市民生活部環境課出納員 大上勉」の連名で納付されているが、収納事務受託者である「太陽築炉工業株式会社」で納入するよう改められたい。
- (2) 霊園使用許可書書換及び再交付手数料について、申請者から領収した収納金は出納員名で領収しており、指定金融機関に払い込む際も出納員名で納付書を作成し、申請者等その他の内容は内訳欄に記載するよう改められたい。
- (3) 兵庫県大気汚染常時監視網管理運営委託金について、兵庫県の依頼文書に收受日付印が押印されていない。收受した際は、收受日付印を押印するとともに、文書管理システムで收受

登録をして、必要な場合は収受供覧または収受起案をするよう改められたい。

- (4) 刊行物等販売収入について、職員互助会と覚書を交わして、1冊500円の3%、15円の手数料を差し引いた1冊485円で調定し収納されている。しかし、歳入と歳出を相殺することはできないので、歳入は1冊500円で調定し、不足する手数料分は歳出予算に計上した上で、振替支出により処理するよう改められたい。

[収集事業課]

1 組織及び事務事業（平成26年8月31日現在）

収集事業課の組織は、課長1名、課長補佐1名、主席主任8名、主任2名、技能長9名、主席副技能長1名、作業職5名及び再任用職員（一般事務職1名・作業職4名）5名の合計32名が配属され、さらに臨時的任用職員（作業補助）6名が配置されている。

事務事業としては、一般廃棄物の収集及び運搬、一般廃棄物の収集施設及び器材の維持管理、一般廃棄物の収集及び処理手数料の収納、一般廃棄物等の不法投棄に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年8月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
		A	B	A-B	B/A
使用料及び手数料	2,500,000	989,000	974,000	15,000	98.48
諸収入	8,000,000	3,897,860	2,926,400	971,460	75.08
計	10,500,000	4,886,860	3,900,400	986,460	79.81

3 指摘事項

- (1) 資源ごみ売却代金を納入義務者に対して納入通知書により請求しているが、納入通知書の発送についての決裁がなされていない。納入の通知は、納入義務者に納付すべき金額、期限等を通知する対外的行為であるので決裁を経て発送するよう改められたい。
- (2) 文書管理システムによる到着文書の收受登録がなされていない。また、起案処理においても、施行情報のうち、発送方法、公印申請及び発送処理に誤りがあったので、必要項目の入力漏れをなくすなど、適正な決裁及び決裁後処理を行われたい。

[環境施設課]

1 組織及び事務事業（平成26年8月31日現在）

環境施設課の組織は、課長1名、主幹1名、課長補佐1名、係長1名、一般技術職1名、主任1名、主席副技能長1名及び再任用職員（一般事務職・一般技術職各1名）2名の合計9名（休職者1名を含む。）が配属され、さらに臨時的任用職員（事務補助2名・リサイクル担当1名）3名が配置されている。

事務事業としては、ごみの減量化、資源化及び粗大ごみ等のリサイクル等、一般廃棄物の収集及び処理手数料（収集事業課の所管に属するものを除く。）の収納、一般廃棄物等処理施設、一般廃棄物運搬用パイプラインに関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年8月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	127,797,000	48,249,019	45,266,618	2,982,401	93.82
財産収入	25,000	12,493	12,493	0	100.00
諸収入	12,925,000	5,700,719	5,687,719	13,000	99.77
計	140,747,000	53,962,231	50,966,830	2,995,401	94.45

3 指摘事項

- (1) 委託業者の施設使用許可について、許可の決裁において合議先(企画課)に合議を行っていないものがあつたので、職務権限規程に基づく適正な決裁を得るべきである。
また、使用許可指令書に許可書の全文を誓約する請書の提出についての記載漏れ等の誤りがあつたので、適正な使用許可書を作成されたい。
- (2) 文書管理システムにより、納入通知書の送付、契約の締結及び告示行為など文書の発送が必要な決裁を調査したところ、施行情報に発送先、発送方法、使用する公印の情報の登録がなく、施行や発送処理もされていないものがあつたので適正な決裁処理をしていただきたい。
- (3) リュース・フェスタについて、開催の決裁はあるが、事業実施による無料家具の引取者及び有料自転車の売り払い当選者等の決定などについて報告がなされていない。今後、事業の結果についての報告決裁を行っていただきたい。
- (4) 粗大ごみ処理手数料収納事務委託契約について、委託期間が自動更新の規定になっているが、地方自治法232条の3で、支出の原因となるべき契約は法令又は予算の定めるところ

に従い、これをしなければならぬと規定しているので、委託契約の条文を精査されたい。
また、収納事務受託者である旨の証票が発行されていないので、収納事務委託要領及び会計規則に即して適正に事務を進められたい。

[上宮川文化センター]

1 組織及び事務事業（平成26年8月31日現在）

上宮川文化センターの組織は、センター長1名、主査1名、主任1名及び一般事務職1名の合計4名が配属され、さらに嘱託職員（再雇用1名、隣保事業士2名、保健師1名及び児童厚生員3名）7名及び臨時的任用職員（事務補助）3名が配置されている。

事務事業としては、センターの使用、管理及び庶務、関係行政機関及び各種団体との連絡調整及び地区団体の育成、各種相談指導事業及び就労促進、人権問題の教育啓発並びに人権情報の収集及び提供、児童センター事業の企画及び実施に関することなどが主なものである。

2 予算の執行状況（歳入）

平成26年8月31日現在の予算執行状況は、次のとおりである。

[一般会計]

(単位：円，%)

款	予算現額	調定額 A	収入済額 B	収入未済額 A-B	収納率 B/A
使用料及び手数料	3,161,000	1,473,875	1,473,875	0	100.00
県支出金	9,662,000	0	0	0	—
諸収入	1,197,000	4,888,301	691,232	4,197,069	14.14
計	14,020,000	6,362,176	2,165,107	4,197,069	34.03

3 指摘事項

- (1) 上宮川文化センター使用料について、利用者からの収納金を指定金融機関に払い込む際は出納員名で納付書を作成し、申請者等その他の内容は内訳欄に記載するよう改められたい。
- (2) 県からの補助金依頼文書に收受日付印の押印がなく、收受登録もされず、收受供覧や收受起案をすることもなく、別途、補助金の交付申請について起案し、決裁がなされていた。收受した際は、收受日付印を押印するとともに、文書管理システムで收受登録をして、必要な場合は收受供覧または收受起案をするよう改められたい。

以上